

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成25年 8 月
(第 1 回訂正分)

新関西国際空港株式会社

大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地

この届出目論見書により行う第4回社債（5年債）10,000,000,000円（見込額）、第5回社債（10年債）10,000,000,000円（見込額）及び第6回社債（15年債）5,000,000,000円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年8月19日に、また、同法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年8月28日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

利率については仮条件を記載しておりますので、利率が決定（平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定の予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成25年8月19日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年8月28日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を近畿財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】	1頁
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
払込期日の欄	1
欄外注記	1
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	2
利率の欄	2
申込期間の欄	2
払込期日の欄	2
欄外注記	2
5【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】	3
利率の欄	3
申込期間の欄	3
払込期日の欄	3
欄外注記	3

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第296回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.14%を加えた率を仮条件とする。）</u> （注）14
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日（注）15
------	-----------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日（注）15
------	-----------------

欄外注記

（注）

<前略>

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

- ① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」
- ② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」
- ③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」
- ④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

（注）14の追加及び番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（平成25年9月3日入札予定の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.14%を加えた率を仮条件とする。）</u> （注）14
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日 <u>（注）15</u>
------	-------------------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日 <u>（注）15</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）

<前略>

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

- ① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」
- ② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」
- ③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」
- ④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

（注）14の追加及び番号変更

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第105回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.16%を加えた率～同利回りに0.21%を加えた率を仮条件とする。）</u> （注）14
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日 <u>（注）15</u>
------	-------------------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日 <u>（注）15</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）

<前略>

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

- ① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」
- ② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」
- ③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」
- ④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のおおりのとおり、となりますのでご注意ください。

（注）14の追加及び番号変更